

# 事務事業チェックシート

事務事業No  
**1141**

事業名  
**介護保険事業計画事業**

[事業基本情報]

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	4	社会保障制度の充実
取組方針	2	介護保険制度の適正な運営

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	総務費		
	項	総務管理費		
	目	一般管理費		
	大事業	一般管理事業		
中事業	介護保険事業計画事業			

事業種別	継続		関連個別計画	高齢者福祉計画及び介護保険事業計画		
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	介護保険課	濱野 吉淳 435-1190
事業実施の根拠法令	介護保険法 老人福祉法		関連課	高齢者・地域福祉課 地域包括支援課		

## 1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	本市における介護保険制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、「和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定する。		3年を1期とする「和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、計画に基づいて施策を行う。また、計画の総括や進捗状況を検証し、策定委員会へ報告する。			
事業内容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度	
	第6期計画の進捗状況を検証し、策定委員会へ報告を行う。	第6期計画の進捗状況を検証し、策定委員会へ報告を行う。また、第7期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定する。	第6期計画の総括及び第7期計画の進捗状況を検証し、策定委員会へ報告を行う。	第8期計画策定に向けて各種調査(アンケート)や分析を実施し、第7期計画の進捗状況と合わせて検証を行い、策定委員会へ報告する。	第8期計画策定を実施し、第7期計画の進捗状況と合わせて検証を行い、策定委員会へ報告する。	

## 2 事業コスト

事業費等(千円)	平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		令和02年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	214	163	5,163	4,817	214	117	4,701	0	3,242	0	
伸び率(%)	△0.9%	39.3%	2,312.6%	2,855.2%	△95.9%	△97.6%	2,096.7%	△100%	△31%	0%	
人件費	正規職員	2,941	2,782	2,792	6,461	6,474	6,234	5,994	0	5,994	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2,941	2,782	2,792	6,461	6,474	6,234	5,994	0	5,994	0
国庫支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県支出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源(税等)	214	163	5,163	4,817	214	117	4,701	0	3,242	0	
所要人数(人)	正規職員	0.37	0.35	0.35	0.81	0.81	0.78	0.75	0.00	0.75	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	附属機関委員報酬 180千円										

## 3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和02年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
策定委員会の実施回数		回	目標値	1	3	1	1	3
			実績値	1	3	1		
			達成度(%)	100%	100%	100%	%	%
第8期に向けた調査・分析		期	目標値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1		
			達成度(%)	100%	100%	100%	%	%
事業計画策定		件	目標値	0	1	0	0	1
			実績値	0	1	0		
			達成度(%)	%	100%	%	%	%
成果指標			目標値					
			実績値					
			達成度(%)					

#### 4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか	○	増加している		横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か		現行の手段でよい	○	一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

#### 5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	介護保険法第117条において、「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」と定められており、介護保険制度の維持や運営、適正かつ円滑な実施を行うために「和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の策定は必須である。また、従来は1年間で調査・分析から策定まで行っていたが、第8期計画策定は2か年度に渡り策定するようにするなど、より精度の高い計画となるよう充実、拡大が必要であると評価した。
見直し・改善内容	計画をより精度の高いものとなるよう、計画策定の期間を2か年度にするなどの改善を行った。今後も少子高齢化社会の進行による介護保険制度の改制が予想されるなか、都度改善面があれば対応していく。